

人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令の概要

(令和3年政令第 251 号、令和3年9月 10 日公布、一部規定を除き令和4年 10 月1日施行)

令和 3 年 9 月
内閣人事局人事評価担当

1 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「人事評価の結果を表示する評語の段階その他の人事評価に関し必要な事項」について、「2021年夏までを目途に必要な措置を順次実施する」こととなったことを踏まえ、令和2年7月から「人事評価の改善に向けた有識者検討会」を開催し、令和3年3月に「人事評価の改善に向けた有識者検討会報告書」(以下「報告書」という。)が取りまとめられた。なお、「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第61号)附則第16条第3項においても、同様の検討を行い、施行日までに所要の措置を講ずるものとされているところ。報告書を踏まえ、人事評価の改善について検討した結果、評語の段階を見直す等の改善を図る必要があることから、人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号)の一部を改正するものである。

2 改正内容

(1) 定期評価における評語の付与等の見直し

①幹部職員以外の職員について、その能力や実績をきめ細かく的確に把握・評価するため、定期評価における能力評価及び業績評価の個別評語及び全体評語の段階の数を5から6とする改正を行う。

また、能力評価の評価項目のうち個別評語の段階の数を6とする必要がないものについて、6を下回る数の段階を内閣総理大臣が別に定めることができる規定を新たに設ける。(政令第6条第2項関係)

②評語付与の際、発揮した能力の程度や果たした役割の程度が通常のものとするときに付す評語の段階を定めているが、「通常」という概念はそれぞれの者の主観に左右されやすい概念であり、的確な評語付与の観点から、「通常」に代えて、職員に求められる能力が発揮されている、職員に求められる役割を果たしているときに付す評語の段階を定める規定に改める。

(2) オンラインによる面談実施の明確化

面談について、国家公務員のテレワーク勤務の普及を踏まえ、実際に対面して行うものに限らず、オンラインの映像及び音声の送受信の形で顔を合わせて行うものも含むことを明確化する改正を行う(政令第11条第1項関係)。

また、以上の形で面談を実施することが困難な場合には、引き続き電話等の代替手段を用いることができることとするが、面談を実施することが困難な場合の例示について、評価者と被評価者が遠隔の地に勤務し、かつ、必要なインターネット環境が利用できないこととする改正を行う(政令第11条第2項関係)。

3 施行期日

令和4年10月1日(ただし、2(2)については公布日施行)